

【資料4】

2015年 月 日

様

○ ○ ○ ○ 産 別
会 長 ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ 産 別
北海道地本
委員長 ○ ○ ○ ○

労働組合 ○ ○ ○ ○
委員長 ○ ○ ○ ○

短時間労働者など非正規労働者の処遇改善に関する要求書

私たちは、○○○○産別ならびに当組合の決定により、標記の件について別紙のとおり要求いたします。

なお、この件についての第1回団体交渉を 月 日 までに行うよう申し入れます。

記

1. パートタイム労働者の時間給の引き上げ

1人当たりの時間給を 円(%)引き上げることとする。

2. 正社員登用制度について

希望する者が一定の条件を満たせば「正社員」へ転換できる制度を導入すること。

3. 無期労働契約への転換制度について

早期に無期労働契約への転換申し出制度を確立し、周知徹底すること。

4. 教育訓練について

「正社員」に実施する教育訓練で職務の遂行に必要な能力を付与するものについては、職務内容が同一の短時間従業員などに対して、「正社員」と同様に実施すること。その他、短時間従業員の能力と意欲に応じて適切な教育訓練を行うこと。

5. 福利厚生について

- (1) 給食施設、休憩室、更衣室については「正社員」と同様の基準で利用できるようにすること。
- (2) 食事補助について「正社員」と同様の基準で適用すること
- (3) 慶弔見舞金について、「正社員」との均衡を考慮し別表の金額を支給すること。
(別表略)
- (4) 社員割引制度について、「正社員」と同様の基準で適用すること。
- (5) 健康診断の項目については、「正社員」と同様の項目とすること。
- (6) 財形、施設利用については「正社員」と同様に利用できるようにすること。

6. 人事処遇制度について

- (1) 通勤手当を正社員と同様の基準で支給すること。
- (2) 2015年度中に資格制度、評価制度を整備すること。そのため、4月以降労使協議を行うこと。
- (3) 希望する全員が65歳まで契約更新できるようにすること。

7. 休暇、休職制度、労働時間について

- (1) 慶弔休暇を「正社員」と同様の付与基準で適用すること。
- (2) 育児・介護休業、育児・介護短時間制度について、「正社員」と同様の基準で適用すること。
- (3) ボランティア休暇について、「正社員」と同様の基準で適用すること。
- (4) 契約労働時間を超える労働は、時間外割増の対象とすること。
- (5) 年休付与日数は、正社員との所定日数による比例付与とすること。

以 上